

新	旧
<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること</p> <p>5-1 断熱性能等級 （略）</p> <p>5-2 一次エネルギー消費量等級</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>② （略）</p> <p>②「基準エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、(3)イにあっては、<u>基準省令第12条第1項</u>に定める方法により求めるものとし、(3)ロにあっては、<u>基準省令第5条第1項</u>に定める方法により求めるものとし、(4)ハにあっては、<u>基準省令附則第4条第2項</u>の規定により読み替えて適用する基準省第5条第1項に定める方法により求めるものとする。</p> <p>ロ （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>第6～第11 （略）</p>	<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること</p> <p>5-1 断熱性能等級 （略）</p> <p>5-2 一次エネルギー消費量等級</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>② （略）</p> <p>②「基準エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、(3)イにあっては、<u>基準省令第10条第1項</u>に定める方法により求めるものとし、(3)ロにあっては、<u>基準省令第5条第1項</u>に定める方法により求めるものとし、(4)ハにあっては、<u>基準省令附則第4条第2項</u>の規定により読み替えて適用する基準省第5条第1項に定める方法により求めるものとする。</p> <p>ロ （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>第6～第11 （略）</p>